

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
岩手県奥州市
- 2 構造改革特別区域の名称
奥州市米文化伝承どぶろく特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
奥州市の区域の一部（江刺区、胆沢区、衣川区）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置及び地勢

本市は、岩手県内陸南部に位置し、北は北上市・西和賀町・金ヶ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県に接している。総面積は、993.35 km²で、東西に約 57km、南北に約 37km の広がりがある。市の中央を一級河川・北上川が流れており、その西側には北上川の支流である胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、水と緑に囲まれた散居のたたずまいが広がっている。

奥州市最高峰の焼石岳(1,548m)を主峰とする西部地域の焼石連峰は、ブナの原生林が多く残されているほか、北上川東部には、北上山地につながる田園地帯が広がり、その東端部には、かの宮沢賢治がこよなく愛したといわれる種山高原、阿原山高原が連なるなど、市全域が緑のあふれる豊かな自然に恵まれている。

(参考) 市内地目別面積 (単位: km²、%)

区分	田	畑	宅地	山林原野	その他	計
地積	174.8	47.4	35.4	239.0	496.8	993.4
構成比	17.6	4.8	3.6	24.0	50.0	100.0

資料: 「平成 18 年固定資産の価格の概要調書」より引用

(2) 気 候

本地域は、東西方向に長く伸びた地形であることから、気候や降水量は地域間の格差がある。市の西側、焼石連峰沿いは、標高も高く日本海側の気候の影響も受け、降水量、降雪量も多くなっている。市の中央から東側の北上山地にかけては、内陸性気候、盆地性気候に属している。

気象庁の観測地点は江刺区、胆沢区、衣川区にあるが、江刺区の平成 17 年平均気温は 10.6 で、最も平均気温が低いのは 2 月の - 1.9 、高いのは 8 月の 25.0 となっている。

年間降水量は 1,182 mm で、7 月の 234 mm が最も多くなっている。

(3) 人 口

平成 17 年国勢調査人口は 130,171 人で、県内第 2 位の人口規模を誇るが、その人数は平成 7 年の 133,228 人をピークに減少傾向にあり、高齢化が進んでいる。

(参考) 市内人口の推移 (単位: 人)

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総人口	133,228	100.0	133,056	100.0	130,171	100.0
0 ~ 14 歳	21,899	16.4	19,769	14.9	17,998	13.8
15 ~ 64 歳	84,882	63.7	81,757	61.4	77,170	59.3
65 歳以上	26,447	19.9	31,502	23.7	34,945	26.8

(資料: 国勢調査)

(4) 産 業

産業別就業人口は、かつては水稻を中心とする第 1 次産業が中心であったが、近年の米価格の低迷や農業従事者の高齢化、圃場整備等による農地の集約化などから第 1 次産業従事者が減少し、第 2 次、第 3 次産業従事者の割合が増加している。

(参考) 産業別人口 (単位: 人)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
第 1 次産業	16,636	13,890	12,839
うち農業	16,487	13,738	12,723
うち林業	133	143	113
うち漁業	16	9	3
第 2 次産業	23,619	23,141	19,250
第 3 次産業	35,066	36,411	37,011
総 数	75,321 人	73,442	69,100

(資料: 国勢調査)

(5) 奥州市の街づくり

奥州市は、平成 18 年 2 月 20 日に、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村が合併して誕生した新しい市である。総面積は 993.35 平方キロメートルであり、東京都の約半分を占める広大な面積をもち、それぞれの地域の歴史や伝統を尊重しながら、新たな目標の下、市民一丸となって愛着のある街

づくりに取り組んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 米文化の伝承

本市の農業は、肥沃な土地と豊かな水を活用した稲作に加え、前沢牛や江刺りんごに代表される畜産や果樹、野菜等による複合経営で成り立っている。

特に、米は本市の基幹的な作物であるが、近年の米の生産調整の強化や米価格の低迷により先行きの不安が生じているほか、過疎化や高齢化の進行も伴い、耕作面積の減少が進んでいる。

古くからこの地方では稲作により米を作り、米の生産で出来た副産物の稲藁を牛の敷き藁やえさに活用し、さらにその牛の糞や籾殻を畑作の堆肥として利用してきた。全ては稲を中心に形成されており、米はご飯だけでなく、もちや酒等に形を変え、市民の生活の中に息づいている。市内には水沢区と前沢区に今でも2軒の酒造会社があり地酒づくりを営んでいる。しかし、近年日本酒離れが進んでおり、日本酒も米と同様に年々消費量が減少してきている。

奥州市においては、特区取得による濁酒製造をこの地に伝わる米文化の伝承と周知の機会として捉え、既存の酒造会社等と協力して地元の米と日本酒の消費拡大を図っていく。

(2) 地産地消の推進と農業の活性化

奥州市では360軒の農家が奥州グリーンツーリズム協議会を組織し、年間2,000人を超える中高生を受け入れており、今後もその数は増加の傾向にある他、研修を終えた中高生が家族を連れて再度宿泊するなどの交流が進められている。また、市内には35軒の産直施設や2軒の農家レストランが存在し、地元でとれた安心・安全な食材提供を実践している。

このような取り組みに加えて、「特定農業者による濁酒の製造事業」を市内の民宿等で行い、郷土の文化を意識した心温まるもてなしを提供することによって、都市住民との交流をさらに活発化し、交流人口の増加と地域の活性化を図っていく。特に、平泉世界遺産指定に向けてコアゾーンのある奥州市においては、藤原時代から伝わる食事のひとつとして、濁酒を観光客へ提供していく。

これらの取り組みは、農家従事者に限らず地域住民を巻き込んだものとし、農家数の減少や高齢化が進行していく中で地域の活性化に寄与していくことが期待される。

6 構造改革区域計画の目標

(1) 江刺金札米、岩手ふるさと米、日本酒の消費拡大

奥州市の基幹産業である米の消費拡大を図っていくため、既存の酒造会社

が存在する水沢区、前沢区に加えて、特区認定区域となる江刺区、胆沢区、衣川区における濁酒製造を連携させ、地元産米でつくる濁酒（酒造会社の場合は清酒又はその他の醸造酒）の宣伝を平泉世界文化遺産登録と併せて進め、日本酒文化の継承を図っていく。

また、これにあわせて、日本穀物検定協会の食味ランキングで平成6年より何度も最高品質である「特A」の評価を受けている江刺金札米、岩手ふるさと米の宣伝を進めていく。

（2）都市との交流、地産地消の推進

奥州市には前沢牛やえさし藤原の郷、正法寺、温泉施設等の観光物産資源はあるものの、旅行者の多くは通過型であり宿泊客数は停滞している。

都市住民との交流の中心であるグリーンツーリズムは増加傾向にあるものの、市内の旅館やホテル関係の宿泊者は伸び悩みの状況にある。

このため、旅館において濁酒を提供することにより新たな客層を呼び込むとともに、市内の飲食店と協力し、地元産の米、野菜、果樹、日本酒、濁酒の提供を図り、宿泊客の増加と地産地消を推進する。

（3）活力ある農村の育成

民宿等を経営する者で特区を活用した濁酒の製造、提供を行う意思はあるが、農業者でない場合には、新たに原料となる米の作付けを行う農地が必要となる。このため、市が就農支援を行うとともに、現在遊休農地となっている農地を作付け場所として提供することで、地域内の遊休農地の減少を図っていく。

また、今まで5月から9月にかけて中高校生の修学旅行を中心に実施してきたグリーンツーリズムに、「特定農業者による濁酒の製造事業」による新たな魅力を加え、10月から3月にかけて一般向けの受入を実施することにより農村地域の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（1）観光資源としての経済的効果

水沢区と前沢区の酒造会社では日本酒の製造を行っているが、近年はビールや焼酎に押され、地元においても消費が伸び悩んでいる状況である。

今回の衣川区、胆沢区、江刺区における特区計画の実施は、「地元の米と水だけで安心安全な食品を作り消費する」という古くからこの地に伝わる地産地消の文化を思い起こすきっかけとなり、同時に地元に残る酒造会社の再認識につながると考える。

また、平泉世界文化遺産登録に伴い、奥州藤原時代から伝わる地元の食事の再現などと併せて、特区による「どぶろく」と酒造会社による「濁酒」を併せて宣伝することにより、停滞している日本酒販売の活性化が図られるこ

とが期待される。これに伴い今まで取り込めなかった新たな観光客の誘致が可能となり、市内の飲食店や宿泊施設の利用増加が見込まれる。

観光客交流人口推計

(単位：人)

項目	平成 17 年実績	平成 21 年目標	平成 24 年目標
宿泊客数	195,745	210,000	220,000
日帰り客数	2,869,140	3,000,000	3,150,000

資料：岩手県観光統計概要

(2) 地域活性化による社会的効果

奥州市には3軒の農家が経営する民宿があるが、市内の現場で働く作業員の宿泊受入が中心となっており、公共事業の減少が続いている中で経営的には厳しい状況が続いている。この特区を活用し、濁酒の製造・提供を行うことにより「どぶろく」という新しい商品を目当てとした観光客の増加が見込まれると共に、民宿本来の人とのつながりという良さを発見することによるリピーターの増加が期待できる。

また、これまでグリーンツーリズム事業に関心を持たなかった農地を持たない旅館経営者等が、特区を活用した濁酒の製造や提供を行うためには原料となる米の作付けが必要となることから、現在遊休農地となっている農地の減少が期待できる。

濁酒製造件数の推計

(単位：件)

項目	現在	平成 21 年目標	平成 24 年目標
民宿等での製造件数	0	2	5

遊休荒廃農地の推計

(単位：ha)

項目	現在	平成 21 年目標	平成 24 年目標
遊休農地面積	81	80	75

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 米文化の伝承と地産地消の推進

特区を活用した濁酒の製造提供は、地域や観光客の中で一時的な話題に留まることなく、その継続を図る必要がある。そのために、特区を活用した濁

酒製造業者の件数を増やしていくことももちろんのこと、地元で酒を作り続けている酒造会社と協力して、奥州市がどぶろくの里となるよう既存の施設やイベントを活用しながら濁酒に係る話題を常に提供していく。

また、奥州平泉の藤原の時代から続く食事をテーマとした料理や地元の食材を使った料理の提供などをホテルや飲食店組合に働きかけ、観光客にとって魅力ある食文化の形成を図っていく。

米文化の伝承では、胆沢区で行われている「農はだてのつどい」で昔からの米作りの伝承を行うほか、前沢区の牛の博物館において稲藁と牛との関わり等を常時展示し、都市住民に奥州市の米文化を PR していく。

(2) 都市住民との交流推進

本市では、グリーンツーリズム事業による中高生を年間 2,000 人受入れているが、受入農家が少ないことからこれ以上の受入が難しい状況となっている。このため、グリーンツーリズム推進大会等を開催することにより新たな受入農家の発掘を図る。

また、平泉世界遺産登録に併せ、そのコアゾーンに含まれる本市においても、既存の観光ルートのブラッシングや観光施設の新たな魅力付けを図っていくなど、積極的に都市との交流事業を推進していく。

(3) 伝統的・創造的なイベントの開催

5 つの市町村が合併して誕生した奥州市には、各々の市町村で培われてきた伝統的、創造的な祭りがあり、多くの観光客を集めている。これらの事業を継続、発展させていくことにより都市との交流を進めていき、奥州市のファンを増やし市内の活性化につなげていく。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店等）を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許をうけた者

(2) 事業が行われる区域

奥州市の区域の一部（江刺区、胆沢区、衣川区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設等の詳細

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米などを原料とした濁酒を製造することにより、「奥州市の米、酒」に対する付加価値が増し、新たな誘客が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や旅館、飲食業を併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、旅行者等への濁酒の提供が可能となり、地元産品と併せて濁酒を提供することにより、地産地消や都市間との交流人口拡大が期待される。また、濁酒の製造により、当地域の食文化の魅力がまたひとつ増すことになり、既存の酒造会社との連携を図りながら、奥州地域の米を中心とした文化の発信を進め、「うまい米、うまい酒の郷奥州」を平泉文化の世界遺産指定と併せて宣伝し、地域の活性化を図っていく。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調

査の対象となる。

市では、特区認定に伴い「特区内であれば誰でも濁酒が製造できる」といった誤認を防止するため、制度内容の広報を積極的に行うとともに、濁酒の製造免許を受けた特定農業者が、その他酒税法の規定に違反をしないよう指導を行う。